

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第1号）第6条の規定に基づき、平成30年度における尾張旭市の人事行政の運営等の状況について次のように公表する。

尾張旭市長 森 和 実

第1 平成30年度における尾張旭市の人事行政の運営の状況について

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の任免の状況

区 分	採用者数	退職者数
人 数	31人	28人

備考 1 採用者数は、競争試験により採用した職員数である。

2 退職者数は、定年、勸奨、死亡、自己都合等により退職した職員数である。

(2) 職員数

職員数	585人
-----	------

備考 職員数は、尾張旭市職員定数条例(昭和32年条例第1号)に定められた職員定数から、他団体からの派遣職員6人を除いた数である。

(3) 採用試験の実施状況

職 種	申込者数	受験者数	合格者数	競争倍率
事 務 職	183人	143人	10人	14.3
技 術 職	13人	8人	2人	4.0
消 防 職	38人	31人	6人	5.2
保育士職	52人	46人	12人	3.8
任期付(育休代替)	2人	2人	2人	1.0
合 計	288人	230人	32人	7.2

(4) 部門別職員数の状況

区 分	職員数		対前年増減数
	平成30年度	平成29年度	
一般行政部門	407人 (12人)	415人 (11人)	▲8人 (1人)
特別行政部門	124人 (12人)	127人 (8人)	▲3人 (4人)
公営企業等会計部門	54人 (1人)	53人 (1人)	1人 (0人)
合 計	585人 (25人)	595人 (20人)	▲10人 (5人)

備考 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員等を含み、臨時または非常勤職員を除く。

2 () 内は、再任用職員で、外書きである。

(5) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 定員適正化目標

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成28年4月1日	令和2年4月1日	増員数12人

(注) 第5次定員適正化計画では、計画数値から再任用、任期付職員は除いている。

イ 定員適正化計画の年次別達成状況（各年4月1日現在）

区 分	平成29年	平成30年
計 画	580人	582人
職 員 数	585人	579人
計画との差		▲3人

備考 職員数は一般職に属する職員数である。

2 職員の人事評価の状況

全職員を対象に勤務成績の評定を実施している。

目 的	客観性・納得性の高い人事考課制度の評価結果を処遇等に反映させることにより、職員のやる気と組織力の向上を図る。
制度の概要	多面的に個人を捉えて診断し、人材育成につなげることを目的に、仕事の成果面を評価する「業績評価」と、能力、行動、意識面を評価する「能力評価」の2種類で構成する。
評価基準日	平成31年1月1日
評価期間	平成30年4月1日から平成30年12月31日まで。ただし、評価基準日において、長期の研修、育児休業等に入ることが見込まれる場合は、その研修等に入る前に評価を実施する。
対象者	全職員
実施者数	565人

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成30年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (平成31年3月31日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
人	千円	千円	千円	%
83,592	25,355,286	566,225	4,466,074	17.6

備考 人件費には特別職に支給される給料、報酬を含む。

(2) 職員給与費の状況（平成30年度普通会計予算）

職員数 A	給 与 費				一人当たりの給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
579 (4)	1,963,803	475,236	806,433	3,245,472	5,567

備考 1 給与費は、平成30年度当初予算の計上額であり職員手当には退職手当は含まない。

2 () 内は、再任用職員で、外書きである。

(3) 代表的な職種の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	187,200円	199,700円
	高校卒	153,000円	164,200円
技能労務職	高校卒	161,400円	174,600円

備考 採用試験に合格し、学校卒業後直ちに採用された者の初任給と、その者が2年後に受けることとなる給料額である。

(4) 職員の経験年数別・学歴別平均給料（平成30年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	285,600円	383,383円	407,067円	435,980円
	高校卒	—	—	—	—
技能労務職	高校卒	200,000円	—	317,800円	—

備考 数値の記載がない部分は、該当者がいない場合である。

(5) 一般行政職の級別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9級	部 長	1人	0.4%
8級	部長・部次長	11人	3.9%
7級	課 長	38人	13.5%
6級	課 長 補 佐	21人	7.4%
5級	課 長 補 佐	16人	5.7%
4級	係 長	44人	15.6%
3級	主 査	47人	16.7%
2級	主 事	65人	23.0%
1級	主事・主事補	39人	13.8%

(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	311,057円	383,299円	40.8歳
技能労務職	294,263円	345,004円	53.1歳

備考 平均給与月額は、平成30年4月分の給料及び職員手当（時間外勤務手当等を除く。）の合計を平成30年4月の職員数で除したものである。

(7) 主な職員手当の状況（平成30年4月1日現在）

期末・勤勉手当		期 末	勤 勉
	6 月 期	1.225月分 (0.65月分)	0.90月分 (0.425月分)
	12 月 期	1.375月分 (0.80月分)	0.95月分 (0.475月分)
	計	2.60月分 (1.45月分)	1.85月分 (0.90月分)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			

備考 1 支給月数は、平成30年度の状況である。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

退職手当		自己都合等	定年・早期
	一人平均支給額	2,726千円	21,622千円

備考 組合における平成30年度の退職者の平均支給額である。

地域手当	支 給 率	
	職員一人当たり平均支給月額	6%
	18,532円	

備考 平均支給月額は、平成30年度決算額を平成30年4月の職員数で除したものである。

	職員全体に占める 手当支給職員の割合	職員一人当たり 平均支給月額	手当の 種類	手当の名称
特殊勤務手当	13.9%	6,740円	5種類	税務手当、防疫手当、 清掃手当、 消防出動手当、 行旅死亡人取扱い手当

備考 1 支給割合は、平成30年4月の状況である。

2 平均支給月額は、平成30年度決算額を平成30年4月の支給職員数で除したものである。

時間外勤務手当	平成30年度決算額	職員一人当たり平均支給月額
	110,530千円	30,805円

備考 平均支給月額は、平成30年度決算額を平成30年4月の職員数（管理職手当受給職員を除く。）で除したものである。

区分	内 容
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 (扶養親族で16~22歳の子及び孫については、上記の額に5,000円を加算)
	住居手当 借家・借間居住者 12,000円を超える家賃の額に応じ、最高27,000円
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額の範囲内(原則として6か月定期券の額)で支給
	自動車等使用者 自動車等の使用距離等に応じ、最高31,600円

(9) 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区分	報酬等の月額	期末手当	
市長	983,000円	6月期 12月期 計	1.575月分 1.725月分 3.30月分
副市長	788,000円		
教育長	707,000円		
議長	533,000円		
副議長	463,000円		
議員	425,000円		

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(変則勤務職場等を除く一般的な職場におけるもの)

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

(2) 主な休暇の種類

区分	付与日数
年次有給休暇	1年度につき20日
選挙権等行使	その都度必要と認められる期間
証人等出頭	その都度必要と認められる期間
骨髄等移植	その都度必要と認める期間
結婚	連続する7日の範囲内の期間
産前	出産予定日までの8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)
産後	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
生理	2日の範囲内の期間
育児時間	1日2回それぞれ30分以内の期間
妻の出産	2日の範囲内の期間
育児参加	妻の産前産後期間において5日の範囲内の期間
子の看護	1年度において5日の範囲内の期間
介護	1年度において5日の範囲内の期間
忌引	親族に応じ1~10日以内の連続する日数の範囲内の期間
父母の祭日	1日
災害による住居滅失等	7日の範囲内の期間
災害又は交通遮断による出勤困難	その都度必要と認める期間
災害時の危険回避	その都度必要と認める期間
ボランティア	1年度において5日の範囲内の期間
夏季休暇	1年度の7月から9月までの期間内における5日の範囲内の期間

5 職員の休業に関する状況

育児休業等取得者数(平成30年度中に新たに育児休業等を取得した職員数)

区分	男性	女性	計
育児休業をした職員数	0人	13人	13人
部分休業をした職員数	0人	12人	12人
育児短時間勤務をした職員数	0人	1人	1人
計	0人	26人	26人

6 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 職員の分限処分の状況

ア 休職の状況

理由	人数
心身の故障のため、長期の休養を要する場合	9人
刑事事件に関し起訴された場合	0人
学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合	0人
災害により生死不明又は所在不明となった場合	0人
計	9人

イ 職員の意に反する降任・免職の状況

理 由	降任	免職
勤務実績が良くない場合	0人	0人
心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合	0人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人
廃職又は過員を生じた場合	0人	0人
計	0人	0人

(2) 職員の懲戒処分状況

処分事由	免職	停職	減給	戒告	計
給与・任用に関する不正関係	0人	0人	0人	0人	0人
一般服務違反関係（職務専念義務違反、職務命令違反等）	0人	0人	0人	0人	0人
一般非行関係（傷害、暴行、金銭、異性等）	0人	0人	0人	0人	0人
収賄等関係（収賄、横領等）	0人	0人	0人	0人	0人
道路交通法違反関係	0人	0人	0人	0人	0人
監督責任関係	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人	0人

7 職員のサービスの状況

(1) サービス制度に関する研修等の実施状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定められた市職員としての義務を周知徹底するため、新規採用職員研修や階層別研修等の際に、サービス制度に係る研修を実施した。
また、随時通知文書等により、サービス規律の徹底を図っている。

(2) ハラスメント対策

尾張旭市職員の職場におけるハラスメントの防止に関する要綱を定め、企画部人事課に相談窓口を設置して職場におけるハラスメントの防止に努めている。

(3) 営利企業等への従事許可の状況

区 分	件数
① 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員の地位を兼ねるもの	1件
② 自ら営利を目的とする私企業を営むもの	2件
③ ①及び②を除き、報酬を得て事業又は事務に従事するもの	1件
計	4件

8 職員の退職管理の状況

尾張旭市職員の退職管理に関する条例及び規則（平成28年4月1日施行）に基づき、離職後2年間は再就職先等を届け出るよう義務付けている。

届出の状況

条例に基づく再就職の届出	1
--------------	---

9 職員の研修の状況

各種研修機関が実施する研修に職員を参加させるとともに、内部研修を実施し、知識技能の修得及び向上に努めている。

区 分		受講者数
一般研修	市実施研修	78人
	尾張東部職員研修協議会	124人
	市町村振興協会研修センター	46人
	自治大学校	3人
専門研修	市実施研修	1,402人
	市町村振興協会研修センター	37人
	国土交通大学校	1人
	その他	25人
特別研修	市実施研修	109人
	市町村振興協会研修センター	2人
	愛知県市町村職員共済組合	24人
自主研修	通信教育研修	13人
	自主研究グループ活動	122人
派遣研修	先進都市視察研修	6人
受講者数合計		1,992人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合負担金（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく愛知県市町村職員共済組合に対する地方公共団体の負担金）

金 額	1人当たりの負担金
647,065千円	1,151千円

(2) 職員互助会（尾張旭市職員互助会条例（昭和54年条例第20号）により組織された団体に対する補助）

金 額	1人当たりの負担金
5,000千円	9千円

(3) 安全衛生

ア 安全衛生管理の概要

尾張旭市職員安全衛生管理規程（昭和59年訓令第12号）の定めるところにより、職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成を促進するための諸施策を推進している。

イ 健康診断

区 分		受診者数
定期健康診断		175人
生活習慣病検診	循環器検査	304人
	胃がん検査	165人
短期人間ドック		357人
脳ドック		29人
胸部X線検査		234人
B型肝炎予防接種（消防職員、保健師）		14人
破傷風予防接種（消防職員、労務職員等）		16人

ウ 健康指導等の実施状況

職員の健康の保持増進を図るため、産業医又は保健師により、健康相談、健康診断の実施及び事後処理指導並びに安全衛生指導等を実施している。

(4) 職員の災害補償

ア 公務災害認定件数

負 傷				疾 病				合計
自己職務 遂行中	出張中	その他	小計	公務上の 負傷に起 因する疾	職業病	その他公 務起因性 の明らか	小計	
10件	0件	0件	10件	0件	0件	0件	0件	10件

イ 通勤災害認定件数

出勤途上	退勤途上	計
0件	0件	0件

ウ 公務災害基金負担金（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく地方公務員災害補償基金に対する地方公共団体の負担金）

金 額	1人当たりの負担金
4,684千円	8千円

第2 平成30年度における尾張旭市公平委員会の業務の状況について

1 勤務条件に関する措置要求の状況

区 分	平成30年度
前年度からの繰越し	A 0件
新規要求	B 0件
年度中取扱い	(A + B) 0件
年度中終了	C 0件
次年度への繰越し	(A + B - C) 0件

2 不利益処分に関する不服申立ての状況

区 分	平成30年度
前年度からの繰越し	A 0件
新規要求	B 0件
年度中取扱い	(A + B) 0件
年度中終了	C 0件
次年度への繰越し	(A + B - C) 0件
再審請求事案	0件